

ご購入の皆様へ

[令和6年度版 1級建築士試験 学科 ポイント整理と確認問題]

## 法改正のお知らせ

建築基準法施行規則第10条の3(敷地と道路との関係の特例の基準)を改正する省令(令和5年国土交通省令第93号)が令和5年12月12日に公布され、翌13日に施行されました。

本改正により、「令和6年度版 1級建築士試験 学科 ポイント整理と確認問題」の掲載内容に変更が入ります。詳細は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

ページ	該当箇所	改正前	改正後
p161	3行目	200㎡以内の一戸建て住宅	法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途以外の建築物で延べ面積が500㎡以内のもの

以上